

女性活躍推進法第 20 条に基づく公共調達に関する取組状況の
フォローアップ結果について（平成 29 年度）

平成 30 年 12 月 27 日
内閣府男女共同参画局

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 20 条に基づく「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「取組指針」という。）により、各府省は、原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達^(※1)（以下「取組対象調達」という。）において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業^(※2)を評価する項目を設定するものとされた。
- また、独立行政法人等の調達については、「女性活躍加速のための重点方針 2016」により、取組指針を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組等を平成 29 年度から、原則全面実施するものとされた。
- 取組指針により「毎年度、内閣府において、各府省による取組状況を取りまとめ、公表する」と、また、「女性活躍加速のための重点方針 2018」により「国及び独立行政法人等の調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について、フォローアップを行いながら着実に実施する」とされており、今回は平成 29 年度における国^(※3)及び独立行政法人等^(※4)の取組状況を取りまとめ、公表するものである。
- なお、地方公共団体の調達については、女性活躍推進法第 20 条第 2 項により、国に準じて必要な施策を実施するよう努めるものとされているところであり、今回の国及び独立行政法人等の取組状況の公表に併せて、平成 30 年 7 月 1 日時点での都道府県及び政令指定都市における国に準じた施策^(※5)の実施状況についても公表を行うものである。

1. 国及び独立行政法人等

(1) 対象期間 平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間）

(2) 平成 29 年度における取組状況（フォローアップ結果）

		取組対象調達規模	うち	
			取組実施済調達規模	取組未実施調達規模
金額	国	約 3 兆 8,100 億円 (100%)	約 9,300 億円 (24.3%)	約 2 兆 8,900 億円 (75.7%)
	独立行政法人等	約 1 兆 1,400 億円 (100%)	約 3,900 億円 (34.3%)	約 7,500 億円 (65.7%)
件数	国	約 35,000 件 (100%)	約 8,400 件 (24.2%)	約 26,500 件 (75.8%)
	独立行政法人等	約 9,900 件 (100%)	約 4,800 件 (48.3%)	約 5,100 件 (51.7%)

（参考）平成 28 年度の国の取組状況 ^(※6)

取組対象調達規模 : 金額 約 4 兆 2,900 億円 (100%) 件数 約 43,700 件 (100%)
 うち取組実施済調達規模 : 金額 約 6,200 億円 (14.5%) 件数 約 8,500 件 (19.5%)

(※1) 次のいずれかの方式による調達（「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定。以下「実施要領」という。）第 1 1(1)）

- ・ 総合評価落札方式……一般競争入札のうち、価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、国にとって最も有利な入札をした者を落札者とする方式
- ・ 企画競争方式 ……随意契約のうち、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方式

ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）にのっとり行われる自動車の購入・賃貸借に係る調達を除く。

(※2) 次のいずれかに該当する企業（実施要領第 1 1(2)）

- ・ 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）又は青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定を受けた企業
- ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないもの）を策定した中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の企業）

(※3) 衆議院（国立国会図書館及び裁判官訴追委員会を含む。）、参議院（裁判官弾劾裁判所を含む。）、最高裁判所、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取

引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び原子力規制委員会、防衛省、会計検査院（全 26 機関）

（※ 4）女性活躍推進法施行令第 2 条で定める独立行政法人等（全 182 機関）

女性活躍推進法施行令第 2 条

法第二十条第一項の政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 二 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
- 三 日本司法支援センター
- 四 日本私立学校振興・共済事業団
- 五 日本年金機構及び日本中央競馬会

（※ 5）「国に準じた施策」とは、国と同様に、総合評価落札方式及び企画競争方式において、女性活躍推進法に基づくえるぼし認定やその他の認定（少なくともえるぼし認定）を加点評価する取組を指す。

（※ 6）平成 28 年度の「取組対象調達規模」及び「取組実施済調達規模」には、（※ 1）で示した調達のほか、「公募」及び「不落・不調随契」が含まれている。

2. 都道府県及び政令指定都市

（1）国に準じた施策の実施状況（平成 30 年 7 月 1 日現在）

①実施済：11 団体

- ・都道府県：秋田県、東京都 香川県（3 団体）
- ・政令指定都市：横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市（8 市）

②検討中及び今後検討予定：11 団体

- ・都道府県：岩手県、栃木県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、鳥取県、福岡県、宮崎県（9 団体）
- ・政令指定都市：相模原市、熊本市（2 市）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）（抜粋）

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

**「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」
（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）****第 2 公共調達****1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価****(1) 取組内容**

価格以外の要素を評価する調達を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を評価する項目を設定するものとする。（以下略）

(2) 実施時期

原則として、平成 28 年度中に、価格以外の要素を評価する調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するものとする。

ただし、各府省において、競争参加資格を有する企業の状況等により、平成 28 年度中に上記取組の全面的な実施が困難な事情がある場合は、当該府省は、スケジュールを公表した上で、段階的に取組を行うものとする。（以下略）

第 4 その他**1. 各府省による取組状況の公表・検証**

毎年度、内閣府において、各府省による取組状況を取りまとめ、公表するとともに、第 2 に掲げる取組について手法等を含め検討した上で、検証を進める。

「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」
(平成 28 年 3 月 22 日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）（抜粋）

第 1 公共調達

1. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

(1) 取組の対象範囲

取組指針第 2 の 1 の (1) に定める「価格以外の要素を評価する調達」は、総合評価落札方式又は企画競争（以下「総合評価落札方式等」という。）による調達とし、これらを対象として取組を行うものとする（ただし、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定）にのっとり行われる自動車の購入及び賃貸借に係る調達など、法令又は閣議決定において価格以外の評価要素が個別具体的に規定されているもののように、個別の調達において、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価することにより、品質の低下、事業の執行への支障等が生じるものを除く。）。

(2) 評価対象企業

次のいずれかに該当する企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を対象とするものとする。

- ① ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあつては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた企業
- ② 女性活躍推進法第 8 条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定した企業（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものに限る。）

「女性活躍加速のための重点方針 2016」

(平成 28 年 5 月 20 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)（抜粋）

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

(4) 公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速

- ② 独立行政法人等の調達においても、取組指針を踏まえ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組等を平成 28 年度中に開始し、平成 29 年度から原則全面実施する。また、地方公共団体の調達においても、国の取組に準じ、地域の実情に応じた取組が進められるよう働きかけを行うとともに、先進的な取組事例の周知等により、啓発等を進める。